

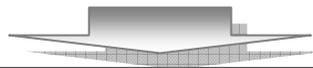
## 高齢者の現状と見通しの把握

2005年の現状と2015年の見通しについて、  
高齢者の住まいの分布(住宅・施設別、持家・借家別、親族等の同居の有無別、要介護等・自立別)等を推計。



## 重点配慮高齢者世帯の把握

持家を所有しない 単身もしくは高齢者のみからなる 要介護・要支援・特定高齢者(虚弱)がいる  
以上のすべてに該当する世帯を重点配慮高齢者世帯として把握。



別紙1

## 重点配慮高齢者世帯に対する計画 (目標量の設定を含む)

重点配慮高齢者世帯が、「**住まい**」「**見守り・生活支援**」「**介護**」の3点を確保することを計画の目標とする。

### 目標量を設定するもの

重点配慮高齢者世帯数のうち、  
公的主体によるケア付き住宅と施設でまかなう世帯の目標量を設定する。

- ・生活支援サービスのついた公的賃貸住宅(SHP・高優賃)の供給量
- ・高齢者入所福祉施設(有料老人ホームを除く)の供給量

### その他

自力で住まいを確保できる世帯については、有料老人ホームや高齢者向けの民間賃貸住宅の供給が円滑に進むよう必要な施策を位置づける。

- ・有料老人ホーム、高専賃等の供給の促進に関する目標 等

## 全ての高齢者世帯に対する計画

### 住まいの確保

住宅のバリアフリー化の促進や住宅セーフティネットの充実等に関する施策を位置づける。

- ・公共賃貸住宅へ的高齢者等の住宅困窮者の入居の促進
- ・高齢者向け賃貸住宅の登録制度の充実

### 見守り・生活支援の確保

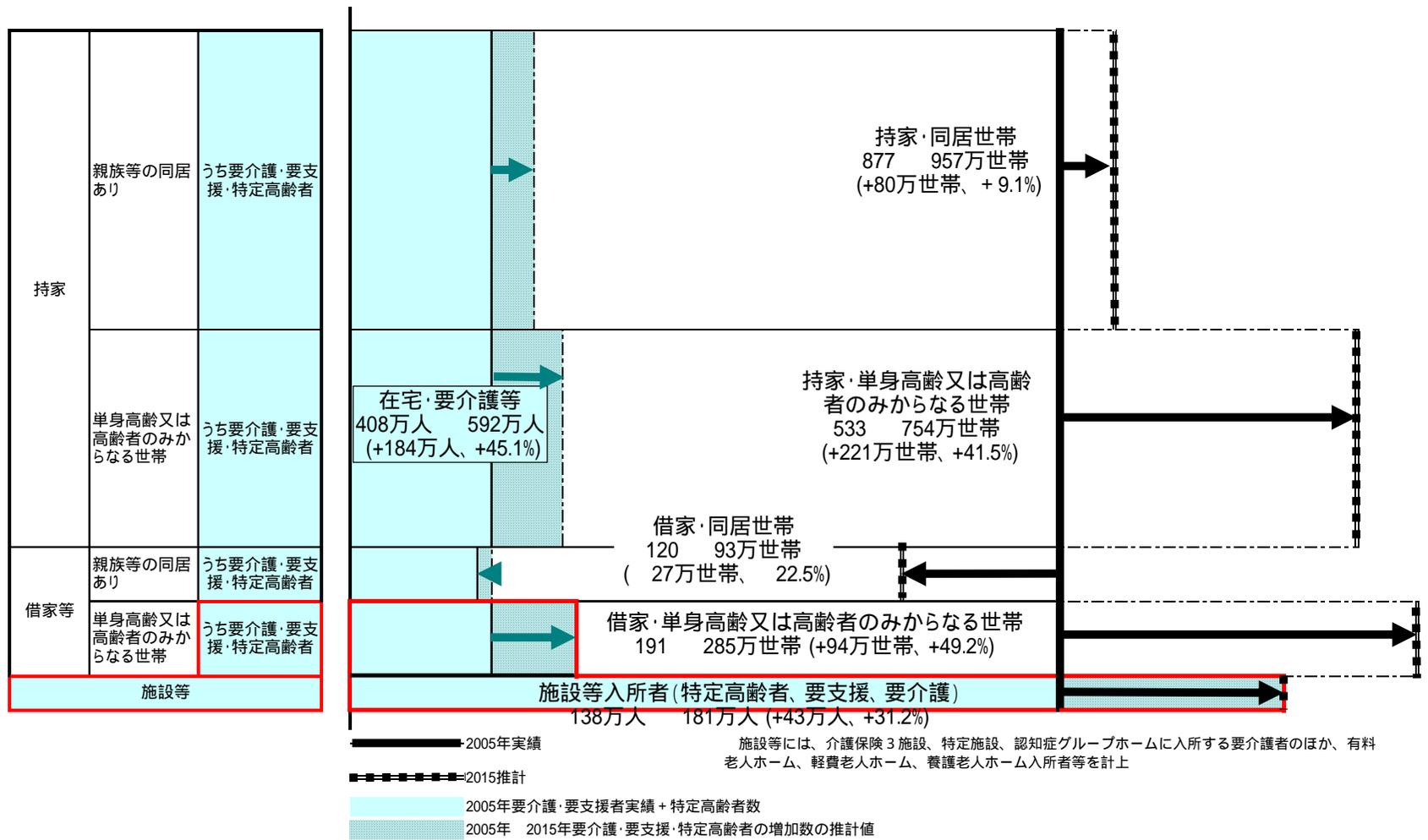
### 介護の確保

公共賃貸住宅団地の再編に合わせた在宅高齢者支援事業の拠点施設の整備や見守り・生活支援サービスの提供に関する施策を位置づける。

- ・安心住空間創出プロジェクトの実施
- ・高齢者見守りサービス事業の実施 等

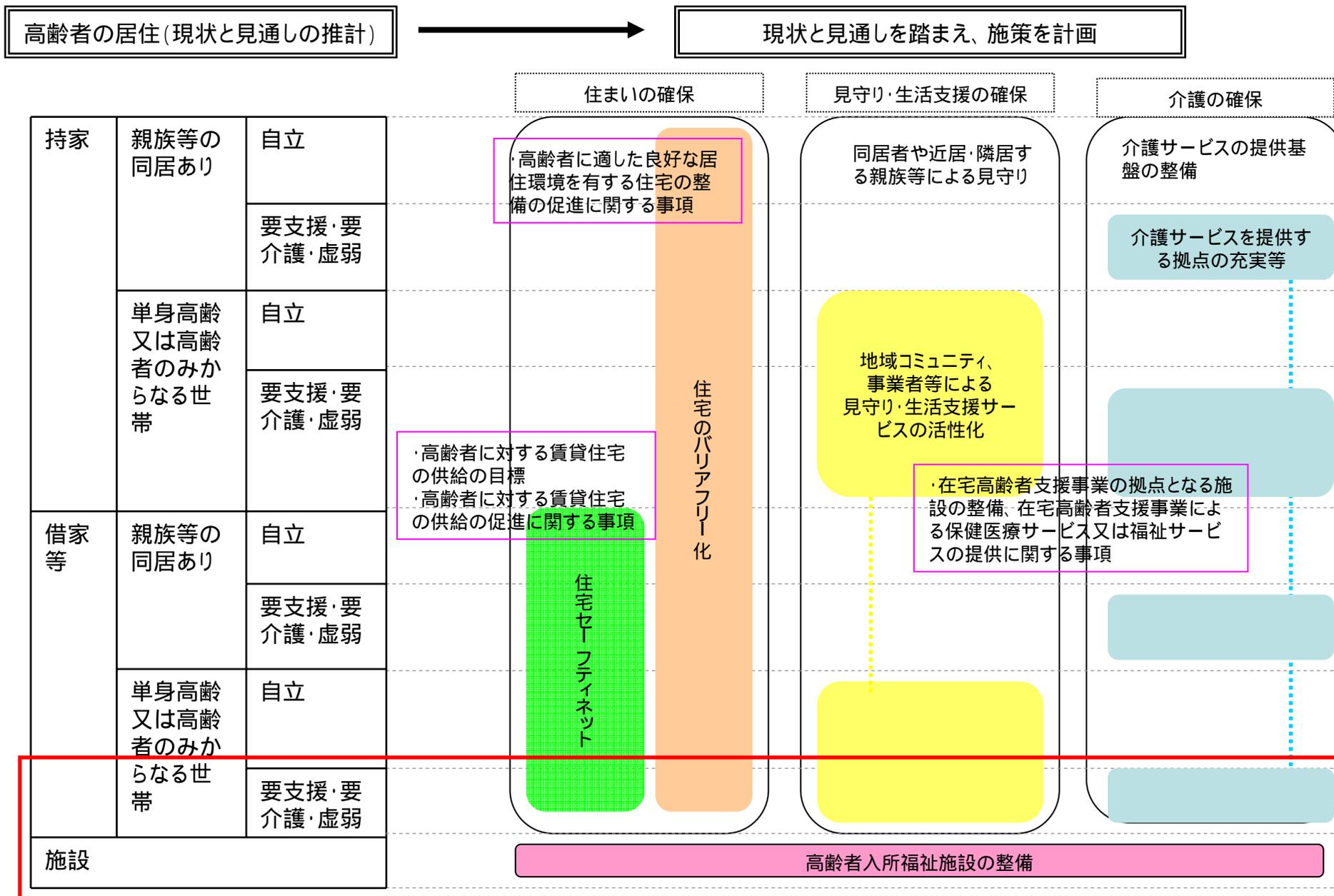
別紙2

# 高齢者の居住の現状と見通し(全国:2005年の現状と2015年の推計)



計画の策定にあたり、介護予防事業等により特定高齢者数が把握されている場合は、当該値を用いる。  
 (上記の数値のうち、特定高齢者数は、厚労省(地域支援事業実施要綱)による目安を参考として高齢者人口の5%とし推計した値である。)

# 高齢者の居住の安定を確保するための計画的な取り組み



重点配慮高齢者世帯に対する計画